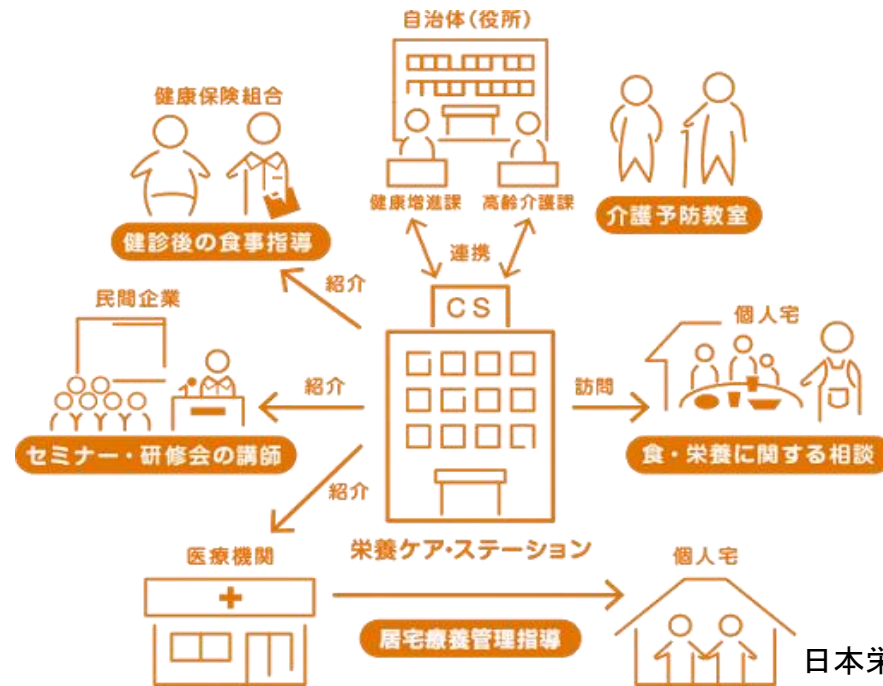


# 栄養ケア・ステーションについて ～富山県の状況～



日本栄養士会ホームページより



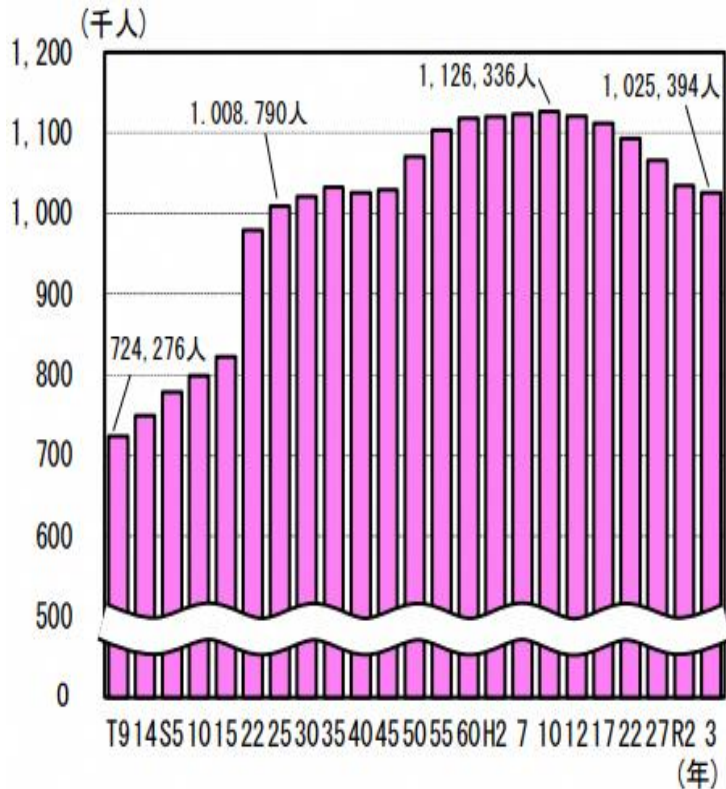
(公社) 富山県栄養士会

TDAは、Toyama Dietetic Associationの略です。

# 富山県の高齢化

急速な高齢化の進行は、生活習慣病や老化に関連した慢性疾患が急増することが予想され、病院や施設で栄養ケアを提供するだけでなく、在宅や地域コミュニティへ出向き、慢性疾患やフレイルを含む栄養ケアを提供していくことが求められている。

富山県の人口と年齢3区分別人口



年齢3区分別人口は、年齢不詳を含まないため、年齢3区分別人口の和は総数に一致しない。

年	15歳未満 (%)	15~64歳 (%)	65歳以上 (%)
T9	40.2	54.3	5.5
S25	35.8	58.9	5.3
50	23.0	67.5	9.5
55	22.7	66.2	11.2
60	20.9	66.2	12.8
H2	17.5	67.4	15.1
7	15.1	66.9	17.9
12	14.0	65.2	20.8
15	13.7	64.0	22.4
16	13.6	63.7	22.7
17	13.5	63.3	23.3
18	13.4	62.7	23.8
19	13.3	62.1	24.6
20	13.3	61.5	25.2
21	13.2	60.9	25.9
22	13.0	60.8	26.2
23	12.9	60.7	26.4
24	12.8	59.6	27.6
25	12.6	58.7	28.7
26	12.5	57.8	29.7
27	12.2	57.3	30.5
28	12.0	56.9	31.1
29	11.8	56.6	31.6
30	11.7	56.4	31.9
R1	11.5	56.2	32.3
2	11.3	55.9	32.8
3	11.2	55.7	33.1

15歳未満

15~64歳

65歳以上

112,767人

561,256人

332,794人

★最近急にやせた



★管理栄養士に相談したいことがある

★食欲が出ない



★噛むことや飲み込むことに問題がある



★元気や意欲がなくなった



どこに相談したらよいの…

これまで、地域の方々は、病院や施設に行かないと、なかなか管理栄養士・栄養士の顔を見ることができませんでした。

しかし、それでは栄養・食生活の改善にはつながりません。

# 栄養ケア・ステーションの設置

栄養ケア・ステーションは、各地域に栄養改善の拠点を作り、子どもからお年寄りまで、地域の人々の食事や栄養の問題、悩みや疑問が生じたときに、気軽に訪れて管理栄養士・栄養士のカウンセリングが受けられる、という“場”の提供を各地で実現し、交流と支援を形づくっていきたい、という狙いのもとに立ち上げられました。

2006 年度に全都道府県栄養士会への設置が実現し、将来的には、市町村に1つずつの設置を大きな目標として、これまで進めてきました。

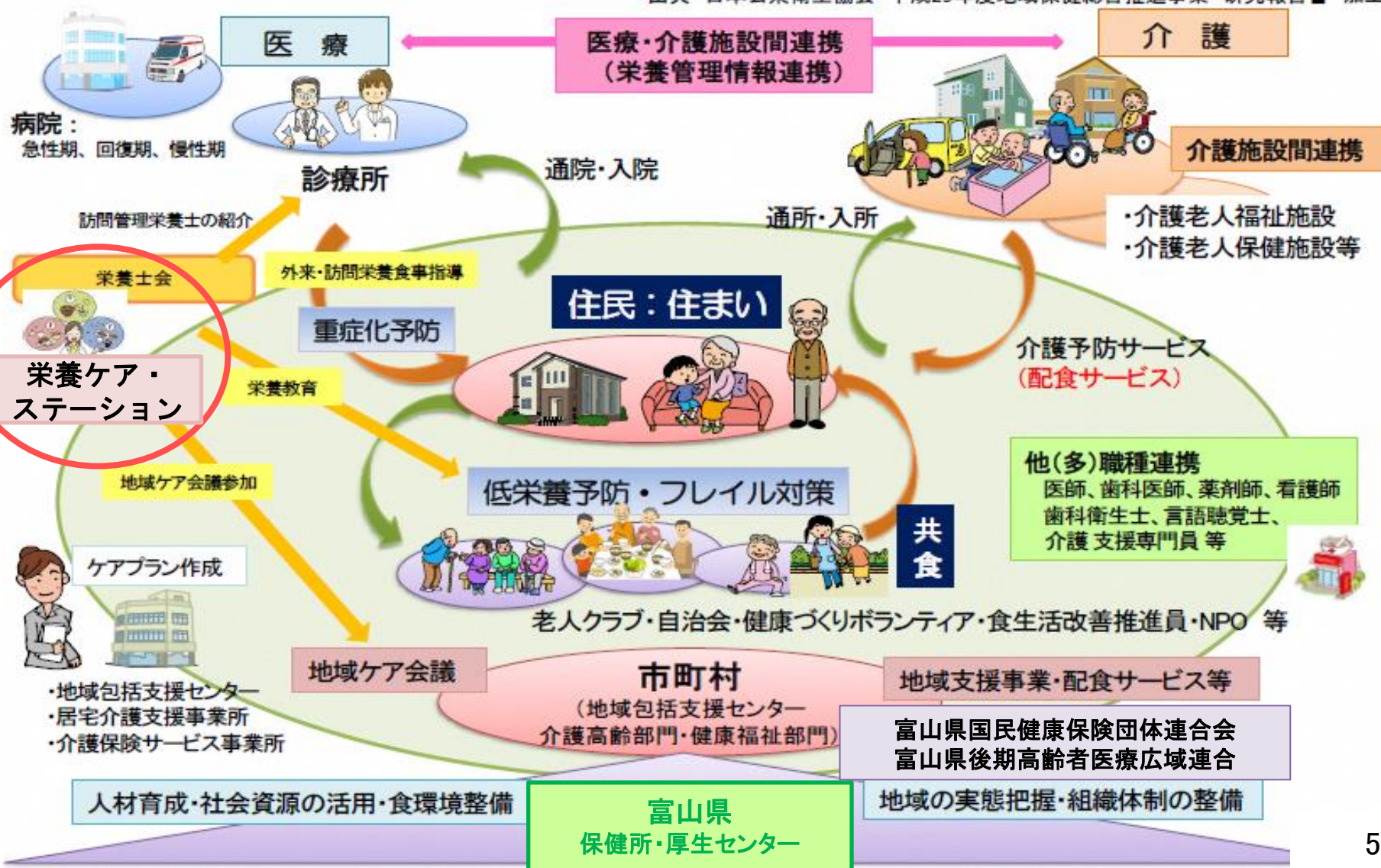
「認定栄養ケア・ステーション 認定申請マニュアル」より

\* マニュアル等は、公益社団法人日本栄養士会ホームページに掲載してあります

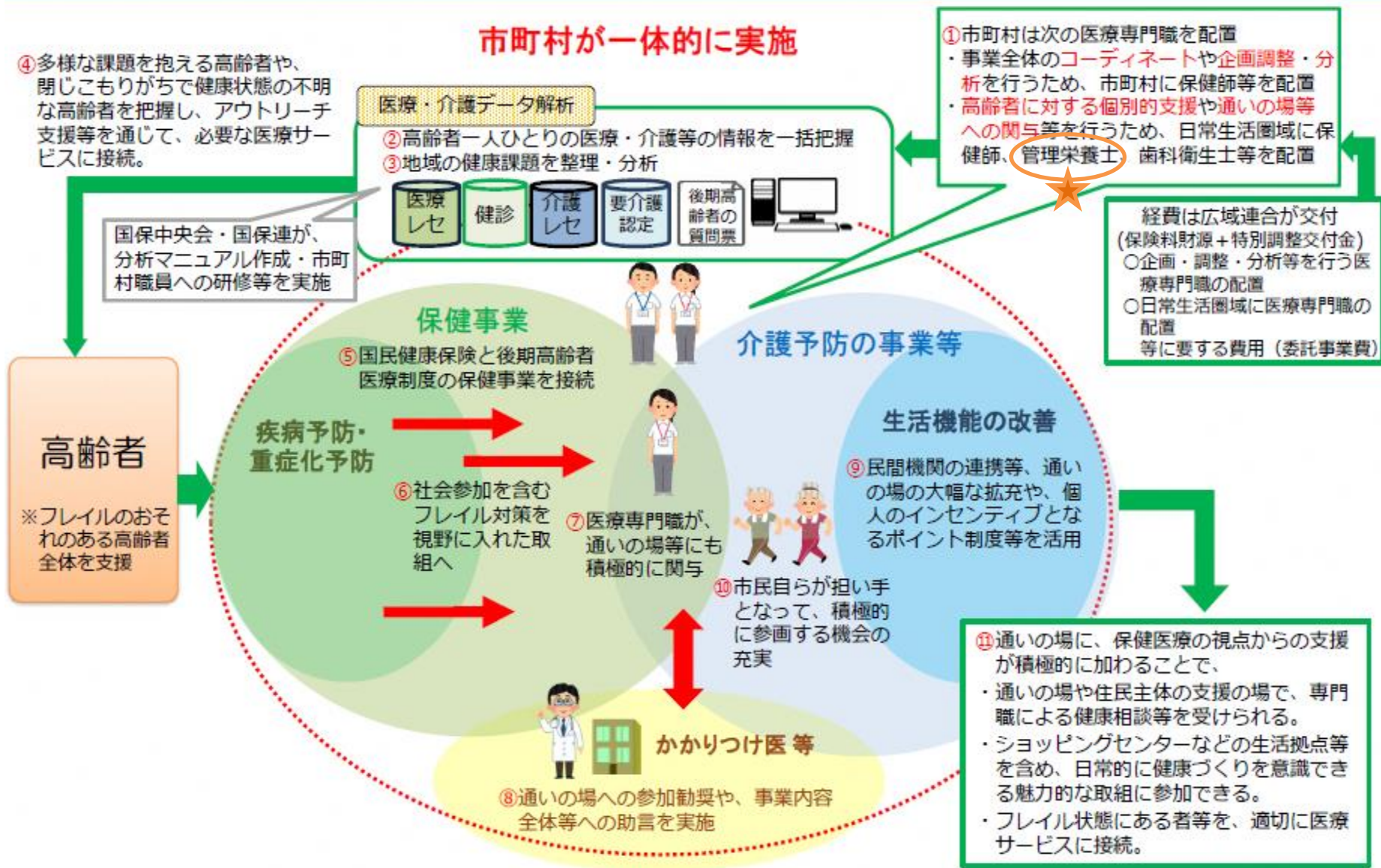
急速に進行する高齢化を背景に、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築の取り組みが進められている。

## 地域包括ケアシステムにおける栄養・食生活支援として ～地域住民（高齢者）の自立した生活に向けた取り組み～

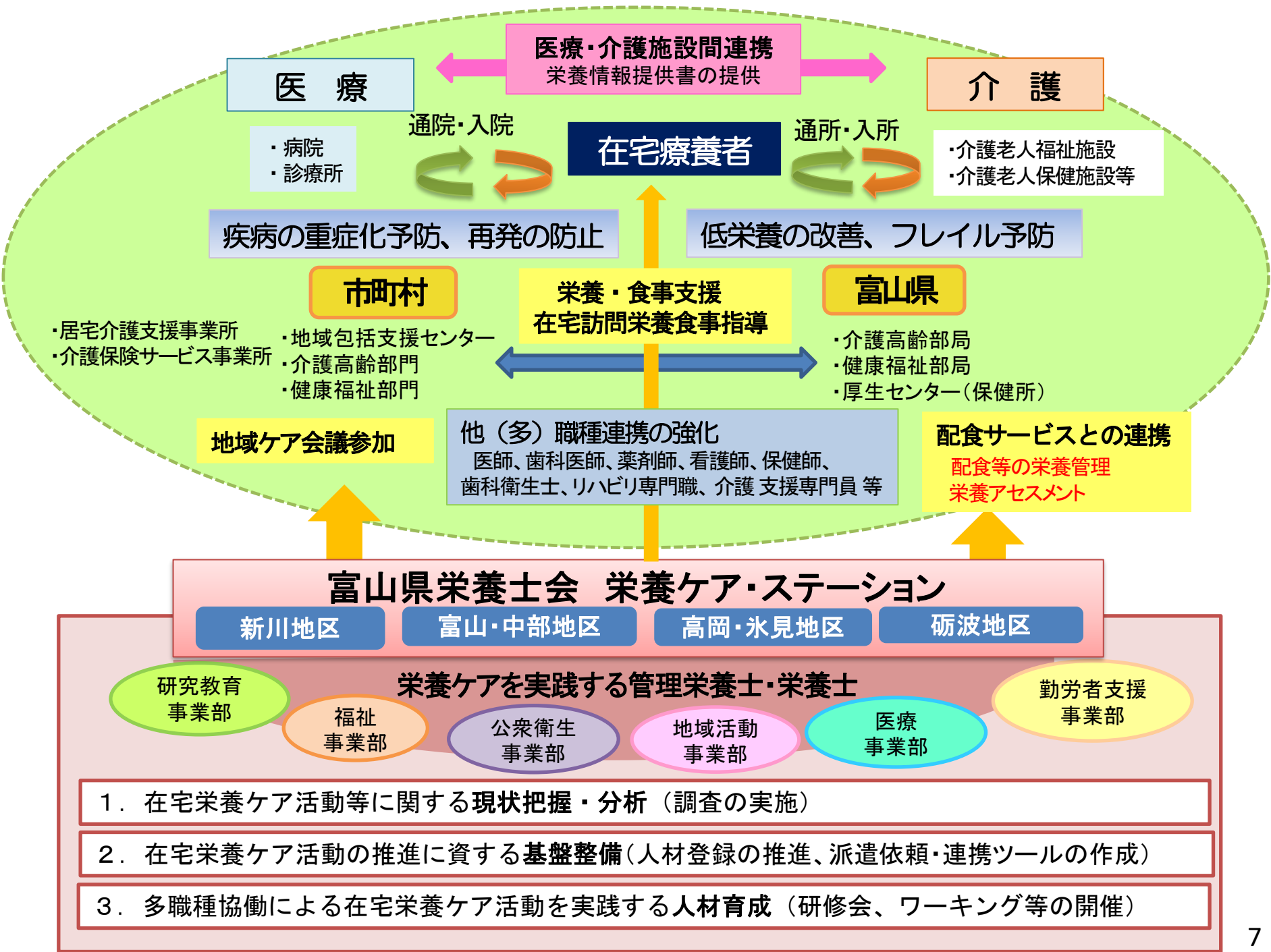
出典 日本公衆衛生協会 平成29年度地域保健総合推進事業 研究報告書 加工



# 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）



～2024年度までに全ての市区町村において一体的な実施を展開（健康寿命延伸プラン工程表）～



医療・介護施設間連携  
栄養情報提供書の提供

医療

介護

・病院  
・診療所

通院・入院

在宅療養者

通所・入所

・介護老人福祉施設  
・介護老人保健施設等

疾病の重症化予防、再発の防止

低栄養の改善、フレイル予防

市町村

栄養・食事支援  
在宅訪問栄養食事指導

富山県

・居宅介護支援事業所  
・介護保険サービス事業所  
・地域包括支援センター  
・介護高齢部門  
・健康福祉部門

・介護高齢部局  
・健康福祉部局  
・厚生センター（保健所）

地域ケア会議参加

他（多）職種連携の強化  
医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、  
歯科衛生士、リハビリ専門職、介護支援専門員等

配食サービスとの連携  
配食等の栄養管理  
栄養アセスメント

富山県栄養士会 栄養ケア・ステーション

新川地区

富山・中部地区

高岡・氷見地区

砺波地区

研究教育  
事業部

栄養ケアを実践する管理栄養士・栄養士

福祉  
事業部

公衆衛生  
事業部

地域活動  
事業部

医療  
事業部

勤労者支援  
事業部

1. 在宅栄養ケア活動等に関する現状把握・分析（調査の実施）

2. 在宅栄養ケア活動の推進に資する基盤整備（人材登録の推進、派遣依頼・連携ツールの作成）

3. 多職種協働による在宅栄養ケア活動を実践する人材育成（研修会、ワーキング等の開催）

# 栄養ケア・ステーションの活動内容



## 食・栄養に関する相談

食事に関して、健康面で気になっていらっしゃる方を幅広くサポートします。



## 健診後の食事指導

生活習慣の改善が必要な方に対し、食事や栄養などの見直しをご提案します。



## 健康・栄養に関するレシピや献立の考案

クライアントの各疾患に対応したダイエット食など、栄養のバランスを考慮した献立を作成します。



## スポーツ栄養に関する指導・相談

個人やチーム、団体を対象に、健康管理や理想のアスリートに近づくための食事や栄養を栄養学の観点からサポートします。



## 食・栄養に関する相談（訪問型）

通院が困難な在宅療養中の方に対し、ご自宅での栄養食事指導を承ります。



## セミナー・研修会への講師紹介

地域の企業や自治体、学校に向けて、食事や栄養に関するセミナー、研修会への講師紹介を承ります。



## 料理教室の企画運営

地域の企業や自治体、学校に向けて、料理教室の企画・運営を承ります。



## 診療報酬・介護報酬にかかる業務

医療・介護従事者向け

医療機関と連携、医師の指示により、疾患を持つ患者への栄養食事指導を実施します。



## 歯科と連携した栄養食事指導

歯科従事者向け

歯科との連携により在宅療養中の摂食嚥下障害の方に対し、ご自宅での居宅療養管理指導を承ります。



## 食品・栄養成分表示に関する指導・相談

企業向け

スーパーなど食品事業者販売に必要な栄養成分表示に関するご相談などを承ります。



## 地域包括ケアシステムにかかる事業 関連業務

自治体向け

地域ケア会議への参加や、配食サービス事業者との連携により共食の場のプランを考え実施します。

公益社団法人  
日本栄養士会  
ホームページより



# 業務の依頼方法

(公社)富山県栄養士会  
栄養ケア・ステーション  
では、事務局を窓口  
に、栄養ケア活動業務  
(管理栄養士・栄養士の派遣等)  
の依頼についてホーム  
ページから情報発信して  
います。

富山県栄養士会 栄養ケア・ステーション 宛

## 管理栄養士・栄養士派遣依頼書

下記により管理栄養士・栄養士の紹介・派遣をお願いします。

項 目	内 容
依頼者	
住 所	〒富山県 TEL (      ) - FAX (      ) - E-mail
責任者 (担当者)	
依頼期間等 (依頼時間)	令和2年 月 日 (      ) ( 午後1時30分 ~ 午後3時頃まで ) その他の指定時間
場 所	〇〇〇会議室
資格及び 人 数	管理栄養士    ・    栄養士    ・    どちらでも可 ( 1 ) 人    (      ) 人    (      ) 人
業務内容 (できるだけ 詳しく)	令和元年度個別ケア会議(自立支援会議)への出席 提出事例について管理栄養士からの専門的な助言 *業務内容がわかるものがあれば添付ください。(実施要領や案内等)
条 件	時給                  円                  日給                  円 その他                  交通費
そ の 他 特 記 事 項	

【送り先】富山県栄養士会 栄養ケア・ステーション事務局

郵 送：〒930-0094 富山市安住町5-21

TEL：076-442-6057

FAX：076-442-6058

E-mail：[i6.toyama@toyosaken-eivoushi.jp](mailto:i6.toyama@toyosaken-eivoushi.jp)

# 富山県栄養士会

## 栄養ケア・ステーションの業務実績

### 令和3年度 栄養士派遣実績 181件

	実施内容	依頼先	派遣件数
1	<p>高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</p> <p>○ハイリスクアプローチ (訪問等の個別支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病性腎症重症化予防</li> <li>・低栄養フレイル予防</li> </ul> <p>○ポピュレーションアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通いの場等での健康教育 等</li> </ul>	<p>5市町村の担当課</p> <p>* R4は11市町村</p>	118
2	地域ケア会議	担当課及び地域包括支援センター6機関	29
3	健診、講演等	老人クラブ、健診協会等 7機関	34

# 登録方法について

富山県栄養士会  
 栄養ケア・ステーションでは、  
 地域の食の課題に対応する  
 管理栄養士・栄養士を募集  
 しています。

令和4年12月現在

登録者数 69名

栄養士会会員で登録を希望する方は、  
 「登録申請書」に必要事項をご記入の  
 上、郵送・FAX・メールのいずれかにて  
 ご提出ください。

富山県栄養士会 栄養ケア・ステーション  
 事務局

TEL (076) 442-6057

FAX (076) 442-6058

受付時間 9:30~17:00(平日)

「登録申請書」(エクセル)

ホームページに掲載してあります

申請内容 : 新規登録 ・ 申請内容変更 ・ 活動休止 記載日 : 年 月 日

ふりがな	とやま えいようこ	性別	男 <input type="radio"/> 女 <input type="radio"/>	連絡先									
氏名	富山 栄養子			電話番号 (職場・自宅)	000-000-0000(職場)								
生年月日	<input type="radio"/> 昭和 平成	42 年 8 月 4 日		FAX番号 (職場・自宅)	000-000-0000(職場)								
会員番号	00000			携帯・スマホ 電話番号	000-0000-0000								
居住所	〒	-	富山県	メールアドレス (携帯・スマホ・パソコン)	000@00								
				*上記メールアドレスは事務の都合上、富山県栄養士会活動メールおよび栄養ケアステーション登録者用活動メールに登録させていただきます。									
所属機関名	000病院			資格	<input type="radio"/> 栄養士	<input type="radio"/> 管理栄養士							
所属機関 住所	〒	-	富山県	その他 資格に <input type="radio"/>	<input type="radio"/> 臨床栄養指導士	<input type="radio"/> 臨床運動指導士							
					<input type="radio"/> 在宅訪問管理栄養士	<input type="radio"/> 公認スポーツ栄養士							
					<input type="radio"/> 特定保健指導指導管理士	<input type="radio"/> ケアマネージャー							
					その他( )								
実施可能な 業務に <input type="radio"/>	<input type="radio"/> 1 各種イベント参加(食事・栄養相談会等)	実施可能な 地域に <input type="radio"/>	地域	県内	県外	地域限定 *下部に記入							
	<input type="radio"/> 2 飲食店等で提供する食事の栄養価計算		実施可能な 曜日・ 時間帯に <input type="radio"/>	月	火	水	木	金	土	日	祭日		
	<input type="radio"/> 3 献立作成・提案			AM							<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	<input type="radio"/> 4 講演・講座等講師			PM							<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	<input type="radio"/> 5 調理実習講師			夜間									
	<input type="radio"/> 6 介護予防事業(地域ケア会議、低栄養予防等)			前夜用車 の運転	可	不可	その他 *下部に記入						
	<input type="radio"/> 7 特定保健指導			栄養ケア ステーション 記載事項	特記事項: 得意とする事や要望等、ご自由にお書きください。								
	<input type="radio"/> 8 一般栄養指導				平日は業務事務のため、休日に参加できます。								
	<input type="radio"/> 9 病期別栄養指導												
	<input type="radio"/> 10 訪問栄養指導(医療機関から依頼される訪問 栄養指導・在宅栄養管理指導)												
	<input type="radio"/> 11 栄養ケアマネジメント												
	<input type="radio"/> 12 パソコンデータ入力・分析												
	<input type="radio"/> 13 その他 ( )												
所属機関のある方					栄養士 受託者: メセコ								
7~11の事業に関しては雇用契約が必要になります。 所属機関のある方は所属機関の了解を得てください。			記載事項										

# 栄養ケア・ステーション認定制度

栄養ケア・ステーション認定制度は、事業所の所在する都道府県栄養士会のネットワークのひとつとして、地域住民が栄養ケアの支援・指導を受けることのできる拠点として、また地域住民にとって管理栄養士・栄養士の所在を明確にするため、全国一律した名称を掲げ、栄養ケアのネットワーク体制を整備するものです。

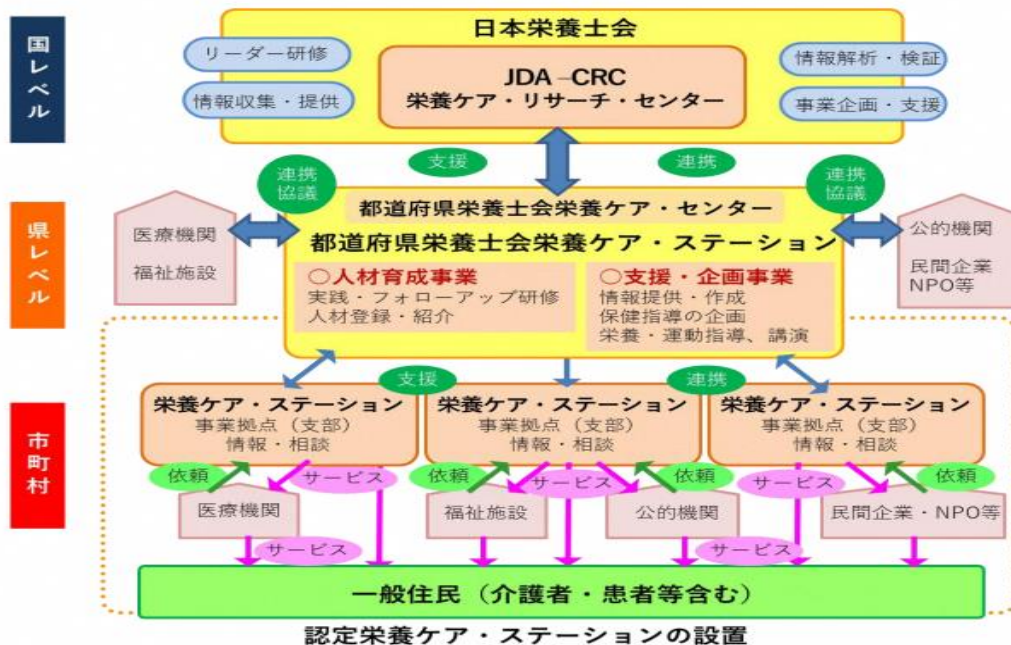


図1 日本栄養士会・都道府県栄養士会の役割 (2017.6.13 現在)

# 栄養ケア・ステーションの種別

- ◆ 栄養ケア・ステーション
- ◆ 認定栄養ケア・ステーション
- ◆ 機能強化型認定栄養ケア・ステーション

2021年9月からは、新たに機能強化型認定栄養ケア・ステーションが設立、(特性および認定のメリットを)など、段階的に業務の幅が広がることが期待されています。

# ◆ 機能強化型認定栄養ケア・ステーション

## (機能強化型認定栄養ケア・ステーションの制度趣旨)

公益社団法人日本栄養士会栄養ケア・ステーション認定制度規則 第5条

機能強化型認定栄養ケア・ステーションは、傷病者の療養上並びに介護又は支援を要する者の低栄養状態等の改善上必要な複雑困難な栄養及び食事に関する指導及び管理その他の栄養状態の改善に係る管理(以下「栄養管理等」という。)を、適切かつ確実に担うことが保証されたものとしてその設置及び運営がなされなければならない。

- ★①五省会西能病院 認定栄養ケア・ステーション
- ★②五省会みどり苑 認定栄養ケア・ステーション
- ★③横田記念病院 認定栄養ケア・ステーション
- ④認定栄養ケア・ステーション高岡駅南
- ⑤あかね認定栄養ケア・ステーション

★ 機能強化型認定栄養ケア・ステーション

# ○令和2年度診療報酬改定

令和2年度診療報酬改定 Ⅲ-4 地域包括ケアシステムの推進のための取組の評価 -⑧-

## 栄養食事指導の見直し

### 外来栄養食事指導料、在宅患者訪問栄養食事指導料の見直し

- 外来・在宅患者に対する栄養食事指導を推進する観点から、診療所における外来栄養食事指導料及び在宅患者訪問栄養食事指導料について、他の医療機関及び栄養ケア・ステーションの管理栄養士が栄養指導を行った場合を評価する。

現行	
【外来栄養食事指導料】	
イ 初回	260点
ロ 2回目以降	200点
【在宅患者訪問栄養食事指導料】	
1 単一建物診療患者が1人の場合	530点
2 単一建物診療患者が2人～9人の場合	480点
3 1及び2以外の場合	440点

改定後	
【外来栄養食事指導料】	
イ 外来栄養食事指導料1	(1) 初回 260点 (2) 2回目以降 200点
ロ 外来栄養食事指導料2	(1) 初回 250点 (2) 2回目以降 190点
【在宅患者訪問栄養食事指導料】	
1 在宅患者訪問栄養食事指導料1	
イ 単一建物診療患者が1人の場合	530点
ロ 単一建物診療患者が2人～9人の場合	480点
ハイ及びロ以外の場合	440点
2 在宅患者訪問栄養食事指導料2	
イ 単一建物診療患者が1人の場合	510点
ロ 単一建物診療患者が2人～9人の場合	460点
ハイ及びロ以外の場合	420点



【外来栄養食事指導料2、在宅患者訪問栄養食事指導料2の算定要件】  
 診療所において、特別食を医師が必要と認めたものに対し、当該保険医療機関以外(日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」又は他の医療機関に限る)の管理栄養士が、当該保健医療機関の医師の指示に基づき対面で必要な栄養指導を行った場合に算定する。

# ○令和3年度 介護報酬改定

## 2.(3)③ 外部の管理栄養士による居宅療養管理指導の評価

### 概要

【居宅療養管理指導★】

- 管理栄養士による居宅療養管理指導について、診療報酬の例も参考に、当該事業所以外の他の医療機関、介護保険施設、日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」の管理栄養士が実施する場合の区分を新たに設定する。【告示改正、通知改正】

### 単位数

< 現行 >

なし

⇒

< 改定後 >

- 二 管理栄養士が行う場合  
(2) 居宅療養管理指導費 (II)  
当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合  
(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合  
(二) 単一建物居住者 2 人から 9 人以下  
に対して行う場合  
(三) (一) 及び (二) 以外の場合

### 算定要件等

- 当該事業所以外の他の医療機関、介護保険施設、日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」と連携して、当該事業所以外の管理栄養士が居宅療養管理指導を実施した場合。  
※ 介護保険施設は、常勤で 1 以上又は栄養マネジメント強化加算の算定要件の数を超えて管理栄養士を配置している施設に限る。



## 3.(1)⑱ 通所系サービス等における栄養ケア・マネジメントの充実

### 概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、看護小規模多機能型居宅介護】

- 通所系サービス等について、栄養改善が必要な者を的確に把握し、適切なサービスにつなげていく観点から、見直しを行う。【告示改正、通知改正】

### 単位数

※ 通所系サービスに加え看護小規模多機能型居宅介護も対象とする

<現行> なし	⇒	<改定後> 栄養アセスメント加算 50単位/月 (新設)
栄養改善加算 150単位/回	⇒	栄養改善加算 200単位/回 (※原則3月以内、月2回を限度)

### 算定要件等

- <栄養アセスメント加算> ※口腔・栄養スクリーニング加算(1)及び栄養改善加算との併算定は不可
- 当該事業所の従業者として又は外部(※)との連携により管理栄養士を1名以上配置していること
  - 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること
  - 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- ※ 他の介護事業所、医療機関、介護保険施設、日本栄養士会や都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」。ただし、介護保険施設については、常勤で1以上又は栄養マネジメント強化加算の算定要件を超えて管理栄養士を配置している施設に限る。

### <栄養改善加算>

- 栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問することを新たに求める。

## 意見のとりまとめ(案)抜粋

本検討会におけるこれまでの議論を踏まえ、第8次医療計画の「医療計画作成指針」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制構築に係る指針」等の見直しが必要と考えられる事項を中心に意見のとりまとめを行う。

### 在宅医療

#### (3)在宅医療における各職種の間わり

(訪問栄養食事指導)

- 在宅療養患者の状態に応じた栄養管理を充実させるためには、管理栄養士が配置されている在宅療養支援病院や栄養ケア・ステーション等の活用も含めた訪問栄養食事指導の体制整備が重要であり、その機能・役割について、明確化する。

# 栄養ケア・ステーションの役割

管理栄養士・栄養士と地域住民の双方向の結びつきを強化するためには、栄養ケア・ステーションが地域住民にとって見えるところに存在し、地域住民にとって適切な栄養ケアを受けられることが重要

それぞれの栄養ケア・ステーションと所在する都道府県栄養士会とが有機的に連携し、管理栄養士・栄養士が地域住民の健やかな生活を生涯にわたってしっかりと支えることができる体制づくりが必要

「認定栄養ケア・ステーション 認定申請マニュアル」より

\* マニュアル等は、公益社団法人日本栄養士会ホームページに掲載してあります

# 富山県の栄養ケア・ステーション体制

2022年度

公益社団法人 富山県栄養士会

理事会

執行部（会長・副会長・専務理事）

常任理事・理事

専門事業部

総務部：組織強化、総合企画

広報部：広報、ホームページ運営

企画部：研修会、委託事業運営

災害支援部：災害支援事業

栄養ケア・ステーション部：栄養ケア・ステーション運営

富山県栄養士会 栄養ケア・ステーション

- ◆食・栄養に関する相談 ◆健診後の食事指導 ◆セミナー・研修会への講師紹介
- ◆訪問による食・栄養に関する相談 ◆健康・栄養に関するレシピや献立の考案
- ◆スポーツ栄養に関する指導・相談 ◆食品・栄養成分表示に関する指導・相談
- ◆料理教室の企画運営 ◆診療報酬・介護報酬にかかる業務
- ◆歯科と連携した栄養食事指導 ◆地域包括ケアシステムにかかる事業関連業務

事務局

職域事業部

医療

福祉(施設)

福祉(保育所)

学校健康教育

公衆衛生

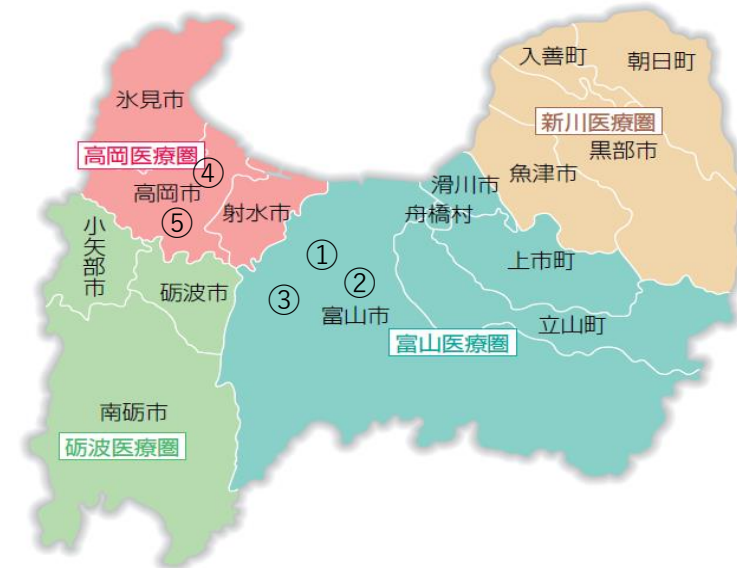
研究教育

勤労者支援

地域活動

健康寿命日本一応援店推進サポーター

食育リーダー（会員）



認定栄養ケア・ステーション

- ①五省会西能病院 認定栄養ケア・ステーション
- ②五省会みどり苑 認定栄養ケア・ステーション
- ③横田記念病院 認定栄養ケア・ステーション
- ④認定栄養ケア・ステーション高岡駅南
- ⑤あかね認定栄養ケア・ステーション

地区活動

新川地区

中部厚生センター管内地域  
高齢者等食支援推進ワーキング

富山・中部地区

高岡圏域病院・施設研究会

高岡・氷見地区

氷見地区栄養士会

砺波地区

# 栄養ケア・ステーションの認定を受けるには

栄養ケア・ステーションの認定を受ける場合には、必要な書類を所属する都道府県栄養士会へ受付期限までに申請します。

「審査に当たっての基本的な考え方」をもとに、「具体的な申請書類内容及び確認事項」に従って審査することとなります。

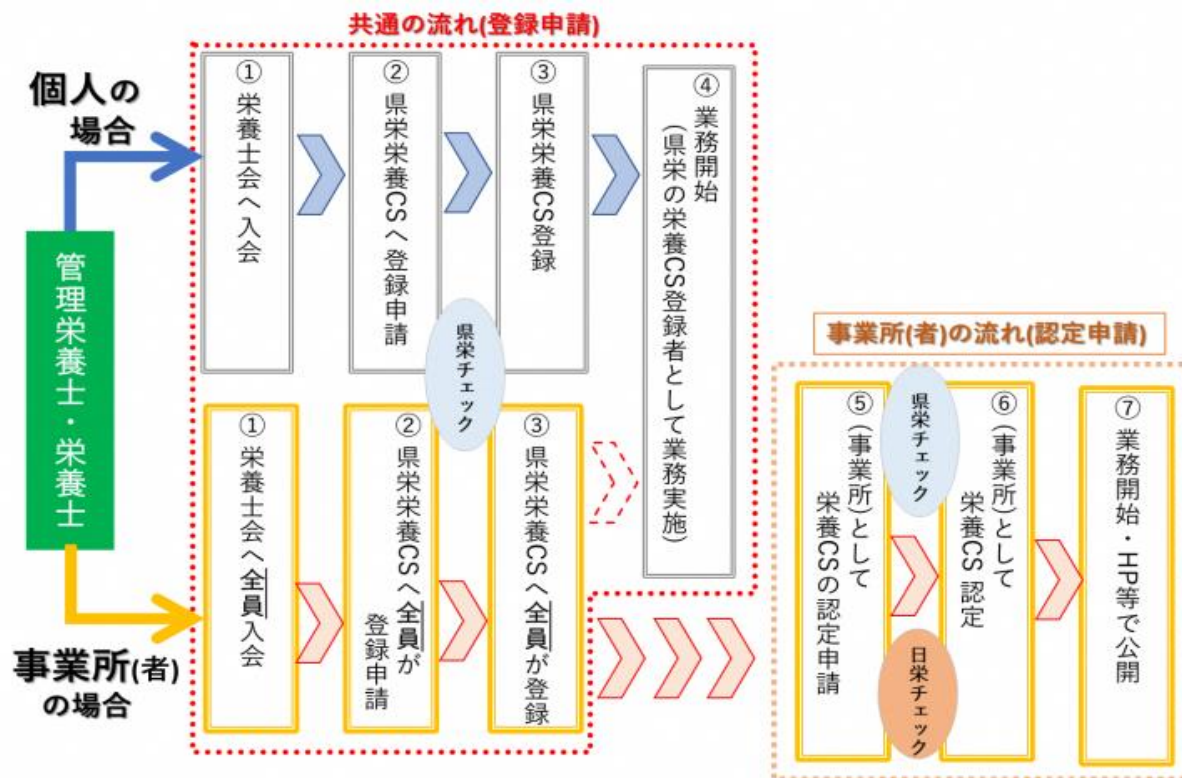
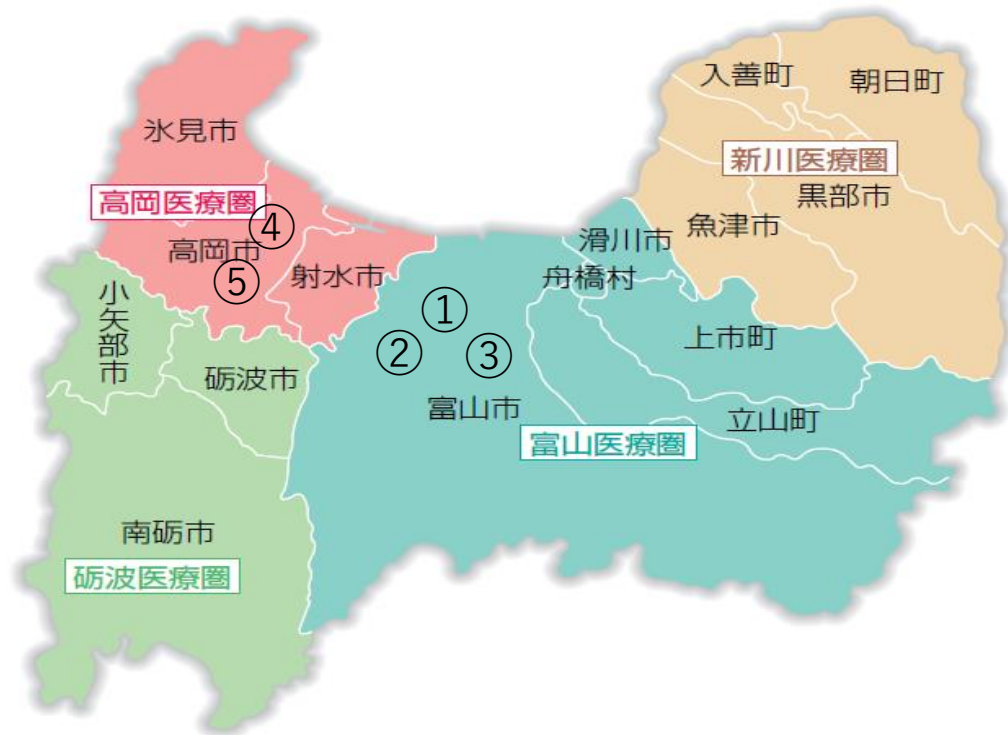


図2 認定の流れ1

# 審査に当たっての基本的な考え方

- 1) 栄養ケア・ステーション事業の趣旨・目的に賛同し、その実現に主体的に協力する意思があること
- 2) 主たる業務を栄養ケアとし、諸業務を適正に実施する意思とそのための能力があること
- 3) 地域住民からのアクセスが容易で栄養ケアのための適切な環境が確保できること
- 4) 採算性をもって事業を継続できる見通し、またはその意志があること
- 5) 栄養士会栄養ケア・ステーション及び認定栄養ケア・ステーションとの間でネットワークを形成し連携・協働する意思があること
- 6) 法令を遵守して事業を行う意志のあること

# 富山県内の認定栄養ケアステーション



- ★①五省会西能病院 認定栄養ケア・ステーション
- ★②五省会みどり苑 認定栄養ケア・ステーション
- ★③横田記念病院 認定栄養ケア・ステーション
- ④認定栄養ケア・ステーション高岡駅南
- ⑤あかね認定栄養ケア・ステーション

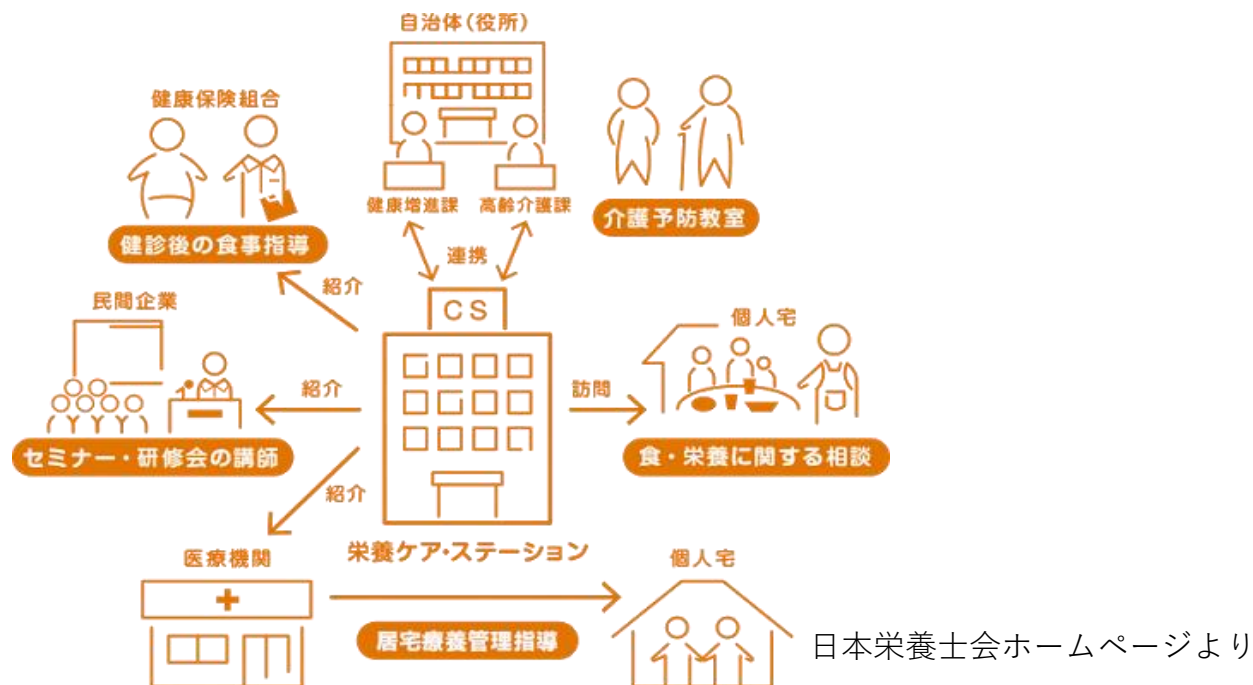


機能強化型認定栄養ケア・ステーション

# 活動紹介

## 「認定栄養ケア・ステーションの活動」

～栄養ケアを提供する地域密着型の拠点として～



活動紹介よろしくお願ひします